

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－２１ 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について</p> <p>施行規則第5条の3の2第2項に定める非営利特例対象法人（以下「非営利特例対象法人」という。）が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産額及び施行規則第5条の4第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>また、施行規則第1条の2の4第2項に規定する特定非営利金融法人（以下「特定非営利金融法人」という。）が行う同条第3項に規定する特定貸付契約（以下「特定貸付契約」という。）については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあたっての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>このように非営利特例対象法人である貸金業者には、一定の特例措置が認められていることを踏まえ、非営利特例対象法人である貸金業者の監督にあたっては、本監督指針の他の規定に加え、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 社内規則等を踏まえた実施態勢の構築</p> <p>イ. 共通事項</p> <p>a. ・ b. (略)</p>	<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－２１ 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について</p> <p>施行規則第5条の6第2項に定める非営利特例対象法人（以下「非営利特例対象法人」という。）が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産額及び施行規則第5条の7第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>また、施行規則第1条の2の4第2項に規定する特定非営利金融法人（以下「特定非営利金融法人」という。）が行う同条第3項に規定する特定貸付契約（以下「特定貸付契約」という。）については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあたっての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>このように非営利特例対象法人である貸金業者には、一定の特例措置が認められていることを踏まえ、非営利特例対象法人である貸金業者の監督にあたっては、本監督指針の他の規定に加え、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 社内規則等を踏まえた実施態勢の構築</p> <p>イ. 共通事項</p> <p>a. ・ b. (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>c. 施行規則第5条の3の2第1項第2号の要件を満たす必要がある場合には、そのために、同号に定める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（施行規則第1条の2の4第6項に規定する「生活困窮者」をいう。以下同じ。）を支援するための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項 施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者にとっては、上記②イ. に加え、例えば契約に基づき、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が整備されているか。</p> <p>ハ. ・ニ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① 施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者から法第4条第1項に基づき法第3条第2項の登録の更新の申請が行われた場合、常務に従事する役員のうち現に受けている登録を受けたときから継続して貸付けの業務に従事した者がある場合には、施行規則第5条の4第1項第2号に掲げる基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>c. 施行規則第5条の6第1項第2号の要件を満たす必要がある場合には、そのために、同号に定める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（施行規則第1条の2の4第6項に規定する「生活困窮者」をいう。以下同じ。）を支援するための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項 施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者にとっては、上記②イ. に加え、例えば契約に基づき、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が整備されているか。</p> <p>ハ. ・ニ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① 施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者から法第4条第1項に基づき法第3条第2項の登録の更新の申請が行われた場合、常務に従事する役員のうち現に受けている登録を受けたときから継続して貸付けの業務に従事した者がある場合には、施行規則第5条の7第1項第2号に掲げる基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
② (略)	② (略)
(3) (略)	(3) (略)
<p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p>	<p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p>
<p>Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理 (略)</p>	<p>Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理 (略)</p>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 登録の申請の審査	(2) 登録の申請の審査
①～④ (略)	①～④ (略)
<p>⑤ 法第6条第1項第14号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の3の2及び第5条の4の2に規定する者であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類等をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証するものとする。</p>	<p>⑤ 法第6条第1項第14号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の6及び第5条の8に規定する者であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類等をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証するものとする。</p>
<p>⑥ 法第6条第1項第15号に規定する「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p>	<p>⑥ 法第6条第1項第15号に規定する「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>(注1) 施行規則第5条の4第1項第2号の「常務に従事」しているかどうかは、貸金業者の通常の業務執行の内容及び態様を基本的に把握できるだけの実態が認められるか否かで判断される。必ずしも「常勤」までは求められないが、例えば取締役会の開催日だけ出勤している程度では常務に従事しているということとはできない。</p> <p>(注2) 施行規則第5条の4第1項第3号の「常勤」については、貸金業者の営業時間内にその営業所等に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸金業者の営業の実態及び社会通念に照らし、相応の勤務実態が必要である。</p> <p>ホ. 施行規則第5条の4第1項第2号の規定に基づき、「常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること」を審査するに当たっては、必要に応じて、3年以上従事した経験があることを客観的に明らかにできる資料等の提出を受け、検証するものとする。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>Ⅲ-3-6 業務報告書の徴収</p> <p>(1) 貸金業者に対して、法第24条の6の10の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式24により毎年5月末までに徴収するものとする。</p> <p>なお、貸金業者が施行規則第1条の2の4第2項に定める特定非営利</p>	<p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>(注1) 施行規則第5条の7第1項第2号の「常務に従事」しているかどうかは、貸金業者の通常の業務執行の内容及び態様を基本的に把握できるだけの実態が認められるか否かで判断される。必ずしも「常勤」までは求められないが、例えば取締役会の開催日だけ出勤している程度では常務に従事しているということとはできない。</p> <p>(注2) 施行規則第5条の7第1項第3号の「常勤」については、貸金業者の営業時間内にその営業所等に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸金業者の営業の実態及び社会通念に照らし、相応の勤務実態が必要である。</p> <p>ホ. 施行規則第5条の7第1項第2号の規定に基づき、「常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること」を審査するに当たっては、必要に応じて、3年以上従事した経験があることを客観的に明らかにできる資料等の提出を受け、検証するものとする。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>Ⅲ-3-6 業務報告書の徴収</p> <p>(1) 貸金業者に対して、法第24条の6の10の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式24により毎年5月末までに徴収するものとする。</p> <p>なお、貸金業者が施行規則第1条の2の4第2項に定める特定非営利</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>金融法人である場合、同規則第5条の3の2第1項の規定により法第6条第1項第14号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第3条第1項の登録を受けている場合又は同規則第5条の4の2第1項の規定により同規則第5条の4第1項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて法第3条第1項の登録を受けている場合にあっては、法第24条の6の10の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式24-2により毎年5月末までに徴収するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>Ⅲ－5 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ－5－6 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出があった場合等の連絡</p> <p style="padding-left: 20px;">施行規則第5条の2に該当する者があった場合における関係官署への関係資料の送付については、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) 施行規則第5条の2に係る該当者があった場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて別紙様式26を送付するものとする。また、当該別紙様式26の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該別紙様式26の写しを送付するものとする。</p> <p>(2) 都道府県から、施行規則第5条の2に係る該当者の関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて当該資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しを受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付する</p>	<p>金融法人である場合、同規則第5条の6第1項の規定により法第6条第1項第14号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第3条第1項の登録を受けている場合又は同規則第5条の8第1項の規定により同規則第5条の7第1項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて法第3条第1項の登録を受けている場合にあっては、法第24条の6の10の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式24-2により毎年5月末までに徴収するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>Ⅲ－5 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ－5－6 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出があった場合等の連絡</p> <p style="padding-left: 20px;">施行規則第5条の3に該当する者があった場合における関係官署への関係資料の送付については、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) 施行規則第5条の3に係る該当者があった場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて別紙様式26を送付するものとする。また、当該別紙様式26の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該別紙様式26の写しを送付するものとする。</p> <p>(2) 都道府県から、施行規則第5条の3に係る該当者の関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて当該資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しを受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付する</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行		改 正 案	
ものとする。		ものとする。	
貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制） （略）		貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制） （略）	
適否	審 査 内 容	適否	審 査 内 容
（略）	（略）	（略）	（略）
非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-21（1））		非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-21（1））	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（共通事項） （略）	（略）	（共通事項） （略）
<input type="checkbox"/>	<p>施行規則第5条の3の2第1項第2項の要件を満たす必要がある場合、特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者支援のための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が定められているか。</p> <p>（登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項）</p>	<input type="checkbox"/>	<p>施行規則第5条の6第1項第2項の要件を満たす必要がある場合、特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者支援のための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が定められているか。</p> <p>（登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者については、例えば貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が定められているか</p>	<input type="checkbox"/>	<p>施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者については、例えば貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が定められているか。</p>
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）